

特定非営利活動法人日中文化体育交流連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日中文化体育交流連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区巣鴨4丁目3番11号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に日本人・中国人に対して、日本と中国とのスポーツや人的・文化的な交流の推進及び支援に関する事業等を行い、日本と中国の親交及び国際交流の促進を図り、青少年の育成、両国の相互理解の深化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学術・文化・スポーツ等の国際交流事業
- (2) 国際交流に関する講演会・セミナー・ワークショップ等の開催事業
- (3) 国際協力・スポーツ支援事業
- (4) 文化交流、国際交流に関する情報収集及び普及啓発事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を以って特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならぬ。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属

- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第49条の適用について

は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の表決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印、又は署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び表決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印、又は署名、押印しなければならない。

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立のときの財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追

加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 杜 恵伸

副理事長 山田和彦

副理事長 王 耀東

監事 叶 由佳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年2月11日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成23年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1)正会員（個人・団体） 入会金 5,000円
 - (2)正会員（個人・団体） 年会費 12,000円
 - (3)賛助会員（個人・団体） 入会金 10,000円
 - (4)賛助会員（個人・団体） 年会費 24,000円（1口） 1口以上

附則

- 1 この定款は、平成27年2月12日から施行する。

附則

- 1 この定款は、令和7年3月1日から施行する。

附則

- 1 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和7年度

事業計畫

特定非営利活動法人日中文化体育交流連合会

1 事業実施の方針

令和7年度は、認証後の追加事業の事前の諸手続きに加え、以下に掲げる事業を行い、特に日本人・中国人に対して、日本と中国とのスポーツや人的・文化的な交流の推進及び支援に関する事業等を行い、日本と中国の親交及び国際交流の促進を図り、青少年の育成、両国の相互理解の深化に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【6,030】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
学術・文化・スポーツ等の国際交流事業	日中両国の青少年スポーツを促進、相互理解を深め、競技力向上を目的に文化・社会への理解を深め、民間の絆を強めることを目指してスポーツ交流大会等（主な競技としてテニス）の企画・開催 ※スポーツを通して同年代の友人と出会い友情を深める交流として期間中の合宿も行う。	年2回	都内公共スポーツ施設	10人	スポーツを通じて相互理解や友好を深めたい中高生	200人	4585
国際交流に関する講演会・セミナー・ワークショップ等の開催事業	中国および中国文化への理解を深めていただくことを目的として、大学・自治体と連携した日中文化講座の企画・開催 ※テーマとして日中A.I技術、書画文化等。	年1回	都内公共施設及び会議室等。	5人	一般市民	100人	800
国際協力・スポーツ支援事業	経済的・環境的に恵まれない地域や中国内の発展途上地域の子どもたち、学校、団体に対し、テニス・バトミントン用品等のスポーツ用品（ラケットやボールなど）を提供することで、スポーツに触れ、楽しむ機会を創出。	随時	法人事務所	5人	経済的・環境的に恵まれない地域や中国内の発展途上地域の教育関係者、及び小中高生	100人	460
文化交流、国際交流に関する情報収集及び普及啓発事業	ホームページを開設し、活動内容を紹介し、また国際交流の意識の啓発を図る。	随時	法人事務所オンライン	2人	一般市民	600人	185

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人日中文化体育交流連合会

1 事業実施の方針

令和8年度は、前年度と同様に以下に掲げる事業を行い、特に日本人・中国人に対して、日本と中国とのスポーツや人的・文化的な交流の推進及び支援に関する事業等を行い、日本と中国の親交及び国際交流の促進を図り、青少年の育成、両国の相互理解の深化に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【9,060】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
学術・文化・スポーツ等の国際交流事業	日中両国の青少年スポーツを促進、相互理解を深め、競技力向上を目的に文化・社会への理解を深め、民間の絆を強めることを目指してスポーツ交流大会等（主な競技としてテニス）の企画・開催 ※スポーツを通して同年代の友人と出会い友情を深める交流として期間中の合宿も行う。	年3回	都内公共スポーツ施設	10人	スポーツを通じて相互理解や友好を深めたい中高生	300人	6935
国際交流に関する講演会・セミナー・ワークショップ等の開催事業	中国および中国文化への理解を深めていただくことを目的として、大学・自治体と連携した日中文化講座の企画・開催 ※テーマとして日中A.I技術、書画文化等。	年1回	都内公共施設及び会議室等。	5人	一般市民	100人	1153
国際協力・スポーツ支援事業	経済的・環境的に恵まれない地域や中国内の発展途上地域の子どもたち、学校、団体に対し、テニス・バトミントン用品等のスポーツ用品（ラケットやボールなど）を提供することで、スポーツに触れ、楽しむ機会を創出。	随時	法人事務所	5人	経済的・環境的に恵まれない地域や中国内の発展途上地域の教育関係者、及び小中高生	120人	692
文化交流、国際交流に関する情報収集及び普及啓発事業	ホームページを開設し、活動内容を紹介し、また国際交流の意識の啓発を図る。	随時	法人事務所オンライン	2人	一般市民	1200人	280

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人日中文化体育交流連合会

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費		250,000	
正会員受取会費		250,000	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金		6,000,000	
受取寄附金		6,000,000	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等		0	
受取補助金		0	
4 事業収益		2,000,000	
学術・文化・スポーツ等の国際交流事業収益		2,000,000	
国際交流に関する講演会・セミナー・ワークショップ等の開催事業収益		0	
国際協力・スポーツ支援事業収益		0	
文化交流、国際交流に関する情報収集及び普及啓発事業収益		0	
5 その他の収益		0	
受取利息		0	
経常収益計		8,250,000	
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		0	
給料手当		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費		6,030,000	
会議費		30,000	
旅費交通費		800,000	
通信運搬費		800,000	
消耗品費		600,000	
事務用品費		600,000	
印刷製本費		0	
会場費		3,000,000	
諸謝金		200,000	
交際費		0	
租税公課		0	
雜費		0	
事業費計		6,030,000	
2 管理費			
(1) 人件費		0	
給料手当		0	
法定福利費		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費		40,000	
旅費交通費		0	
通信運搬費		30,000	
消耗品費		3,000	
印刷製本費		2,000	
支払報酬		0	
地代家賃		0	
会議費		5,000	
租税公課		0	
管理費計		40,000	
経常費用計		6,070,000	
当期経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①		2,180,000	
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計		0	
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
過年度損益修正損			
経常外費用計		0	
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②		0	
税引前当期正味財産増減額 ① + ② . . . ③		2,180,000	
法人税、住民税及び事業税 . . . ④		70,000	
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		833	
次期繰越正味財産額 ③ - ④ + ⑤		2,110,833	

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人日中文化体育交流連合会

科		目	金額	小計・合計
【A】	経常収益			
1	受取会費			250,000
	正会員受取会費		250,000	0
	賛助会員受取会費		0	
2	受取寄附金			9,000,000
	受取寄附金		9,000,000	0
	施設等受入評価益		0	
3	受取助成金等			0
	受取補助金		0	
4	事業収益			1,440,000
	学術・文化・スポーツ等の国際交流事業収益		3,000,000	0
	国際交流に関する講演会・セミナー・ワークショップ等の開催事業収益		0	
	国際協力・スポーツ支援事業収益		0	
	文化交流、国際交流に関する情報収集及び普及啓発事業収益		0	
5	その他の収益			0
	受取利息		0	
経常収益計				10,690,000
【B】	経常費用			
1	事業費			
(1)	人件費			0
	給料手当		0	0
	福利厚生費		0	
(2)	その他経費			9,060,000
	会議費		60,000	
	旅費交通費		1,200,000	
	通信運搬費		1,200,000	
	消耗品費		900,000	
	事務用品費		900,000	
	印刷製本費		0	
	会場費		4,500,000	
	諸謝金		300,000	
	交際費		0	
	租税公課		0	
	雜費		0	
事業費計				9,060,000
2	管理費			
(1)	人件費			0
	給料手当		0	0
	法定福利費		0	
	福利厚生費		0	
(2)	その他経費			80,000
	旅費交通費		0	
	通信運搬費		60,000	
	消耗品費		6,000	
	印刷製本費		4,000	
	支払報酬		0	
	地代家賃		0	
	会議費		10,000	
	租税公課		0	
管理費計				80,000
経常費用計				9,140,000
当期	経常増減額	【A】 - 【B】	...①	1,550,000
【C】	経常外収益			
	固定資産売却益			
	過年度損益修正益			
経常外収益計				0
【D】	経常外費用			
	固定資産売却損			
	過年度損益修正損			
経常外費用計				0
当期	経常外増減額	【C】 - 【D】	...②	0
税引前	当期正味財産増減額	① + ②	...③	1,550,000
	法人税、住民税及び事業税	...④		70,000
	前期繰越正味財産額	...⑤		2,110,833
次期	繰越正味財産額	③ - ④ + ⑤		3,590,833